

ペット・ペット用品小売業への家畜商法の適用範囲と 家畜商免許取得の周知について

ペット・ペット用品小売業（以下「ペットショップ等」という。）において、山羊や豚（ミニブタを含む）等の取引が行われることがあります。これら家畜商法（昭和24年法律第208号）に規定される家畜※を取引する場合、家畜商免許が必要となります。※ 家畜商法において、「家畜」とは、牛、馬、豚、めん羊及び山羊

【参考】家畜商法Q & A（抜粋）

問1 愛玩用の山羊やミニブタ、ポニーの取引を行う場合、家畜商法（昭和24年法律第208号）に基づく家畜商免許は必要ですか。

（答）

- 1 愛玩用の動物であっても、家畜商法に規定された畜種（以下「対象畜種」という。）を取引する者は、その取引に当たって家畜商免許を取得する必要があります。
- 2 家畜商法は、営利の目的をもって対象畜種の取引を継続的かつ反復的に行う家畜商について、免許の取得を義務付けることにより、「家畜の取引の公正を確保すること」（法第1条）を法の目的としています。
- 3 対象畜種の公正な取引に当たっては、品種、系統、血統の判定、悪癖や機能障害の有無、疾病の判別といった専門的知識、さらには対象畜種の価値を適切に評価する能力が必要となります。

仮に上記のような専門的知識や能力を有しない者が対象畜種の取引を行うと、対象畜種の疾病が蔓延する、商品価値の低い対象畜種を不相応の価格で売りつけられる等の様々なトラブルが発生し、対象畜種の取引の公正が確保されないおそれがあります。

問2 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護管理法」という。）に基づき、第一種動物取扱業者として都道府県知事等の登録を受けている者が、愛玩用の山羊やミニブタ、ポニーを取り扱う場合には家畜商免許は不要ではないでしょうか。

（答）

- 1 動物愛護管理法に基づき、第一種動物取扱業者として登録を受けていても、家畜商免許がなければ家畜商法上に規定された畜種（以下「対象畜種」という。）を取り扱うことはできません。
- 2 動物愛護管理法に基づき、第一種動物取扱業を営もうとする者は、その事業所の所在地を管轄する都道府県知事又は指定都市の長の登録を受ける必要があります。

また、その事業所ごとに置かれる動物取扱責任者は事業所に係る業務を適正に実施するための十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有するとともに、動物取扱責任者研修を受けなければなりません（動物愛護管理法第 10 条第 1 項及び第 22 条第 3 項）。

- 3 しかし、動物取扱責任者研修の研修事項は、動物の愛護及び管理に関する法令（条例を含む。）、飼養施設の管理に関する方法及び動物の管理に関する方法、第一種動物取扱業の業務の実施に際し都道府県知事が地域の実情に応じて必要と認める事項（ただし、都道府県知事が別に定める場合を除く）（動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成 18 年環境省令第 1 号）第 10 条第 3 項）であり、動物取扱責任者が有する技術的能力・専門的な知識経験を含めても、家畜商に必要な専門的知識を網羅するものではありません。
- 4 このため、技術的能力・専門的な知識経験を有する動物取扱責任者であるか否かにかかわらず、すべての第一種動物取扱業者は、対象畜種の取引に必要な一定の知識を有しているとはいえ、当該者が対象畜種の取引を行うことにより、様々なトラブルが発生し、対象畜種の取引の公正が確保されないおそれがあります。

【参考】家畜商と第一種動物取扱業者の法的規制の違い

	家畜商法	動物の愛護及び管理に関する法律
免許制 or 登録制	免許制（家畜商免許）	登録制（第一種動物取扱業者）
免許が与えられない or 登録を受けずに営んだ場合	家畜商法、家畜伝染病予防法、家畜取引法違反	動物愛護管理法違反
研修・講習会等における家畜の疾病の講習の有無	家畜商講習会	動物取扱責任者研修においては都道府県及び指定都市の判断
取引帳簿・動物に関する帳票等	義務（8年間保存）	義務（5年間保存）
必要な知識・経験等	家畜の取引に関する法令に関する知識 家畜の品種及び特徴に関する知識 家畜の悪癖、機能障害及び疾病に関する知識	（動物取扱責任者の専任要件） 第一種動物取扱業の事業所に係る業務を適正に実施するための十分な技術的能力及び専門的な知識経験 （動物取扱責任者研修での研修事項） 動物の愛護及び管理に関する法令（条例を含む） 飼養施設の管理に関する方法、動物の管理に関する方法、第一種動物取扱業の業務の実施に関し都道府県知事が地域の実情に応じて必要と認める知識